○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市五日町字北原二五九七番四から同市五日町字北原二五九五番一まで	前	一八・〇九～一九・一一メートル	〇〇・〇六三キロメートル
	後	一六・七九～一七・五六メートル	〇〇・〇六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市五日町字北原二五九七番四から同市五日町字北原二六三一番三まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
氷見市宇波字三〇番一から同市稲積一一一番一まで	一〇・五〇～九九・〇〇メートル	五・七二キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	新潟県東蒲原郡阿賀町熊渡字古屋敷六六〇八番から同町熊渡字古屋敷六〇四番まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十七号及び三百五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
野々市市太平寺三丁目一三三番三から同市堀内五丁目二四二番一まで	前	一九・〇〇～三五・五〇メートル	〇〇・四四四八キロメートル
	後	一八・七五～三五・五〇メートル	〇〇・四四四八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十七号及び三百五号	野々市市太平寺三丁目一三三番三から同市堀内五丁目二四二番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十三日

○中部地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中部地方整備局告示第六十五号西三河都市計画公園事業九・六・一号油ヶ淵水辺公園

三　事業施行期間　変更なし

四　事業地

収用の部分　平成十八年中部地方整備局告示第六十五号の事業地に碧南市湖西町五丁目及び安城市東端町毘沙田を加え、碧南市油渕町三丁目並びに安城市東端町南山、西新田及び丸ノ内地内において事業地を変更する

使用の部分　平成十八年中部地方整備局告示第六十五号の事業地のうち安城市東端町毘沙田及び南新田地内において事業地を変更する

○中部地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年中部地方整備局告示第九十八号尾張都市計画緑地事業第二号尾張広域緑道

三　事業施行期間　自平成十九年十月二十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　変更なし